



消費者相談室ニュース

「脱法ハーブ」は 絶対に使用してはいけません！

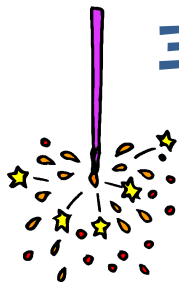
「脱法ハーブ」を使用したことによる事件・事故が報道されています。これは、乾燥した植物に、大麻に似た作用を持つ薬物（合成カンナビノイド）を混ぜ込んで作った「脱法ドラッグ」の一種です。

「脱法ハーブ」「合法ドラッグ」などという名称から、あたかも身体に影響がなく、安全であるかのように誤解されがちですが、大麻などの規制薬物よりも毒性が高い可能性があるほか、商品によって成分や含有量が異なるため、体に及ぼす影響がわからず大変危険です。使用すると、嘔吐、意識障害、暴れるなどの健康被害が報告されていて、最悪の場合は死亡することもあります。また、繰り返し使用していると、使用量が増え、薬物欲しさに犯罪に手を染めるなど、薬物なしではいられなくなります。

法の網をくぐりぬけるために「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」など、一見ただけでは人体摂取用と思われぬよう目的を偽装して販売されています。色や形状も様々で、粉末・液体・乾燥植物など、見た目ではわからないように巧妙に作られています。デザインされたパッケージやカラフルな液体は、危険な薬物に見えないため、キレイ、かっこいいという印象を持ってしまいがちですが、中身は恐ろしい薬物です。「合法」や「安全」という言葉を信用してはいけません。



主婦連合会 消費者相談室



月・水・金 10:00～16:00

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://shufuren.net/wordpress/cc/>

※相談は、8月から火・木となります。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。